

三原市被災者生活サポートボランティアセンター運営支援金のお願い

この度の豪雨災害で被害を受けた三原市内の被災者への支援を行うため、災害ボランティア活動や災害ボランティアセンターの運営に必要な資金として「支援金」の募集を行っています。

支援金のご協力をいただける方は、大変お手数ですが添付の寄付書に必要事項をご記入いただき、社協の本所又は各支所にご持参いただくか、メール・FAXにて送信くださるようお願いいたします。

寄附をしていただいた方につきましては、同意をいただき、三原市社協の広報紙「ええまちみはら」にて掲載(報告)させていただきます。

また、お名前や住所等の個人情報につきましては、領収書の発行等に使用させていただきますので、ご了承ください。


多くの皆さまのご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

※個人の寄付は、確定申告によって限度額内で所得税法上の「寄付金控除」を受けることができます。(所得税法 第78条第2項に該当)

※また、法人の寄付は、確定申告によって限度額内で法人税法上の「損金算入」ができます。(法人税法第37条第3項 及び第4項に該当)

これに加えて、平成23年度の税制改正によって税額控除と所得控除のいずれかを寄付者が選択できるようになりました。

※詳細は最寄りの税務署にお問合せください。

 [三原市被災者生活サポートボランティアセンターの運営にかかる支援金について\(お願い\)](#)